特集

高齢化社会における弁護士実務

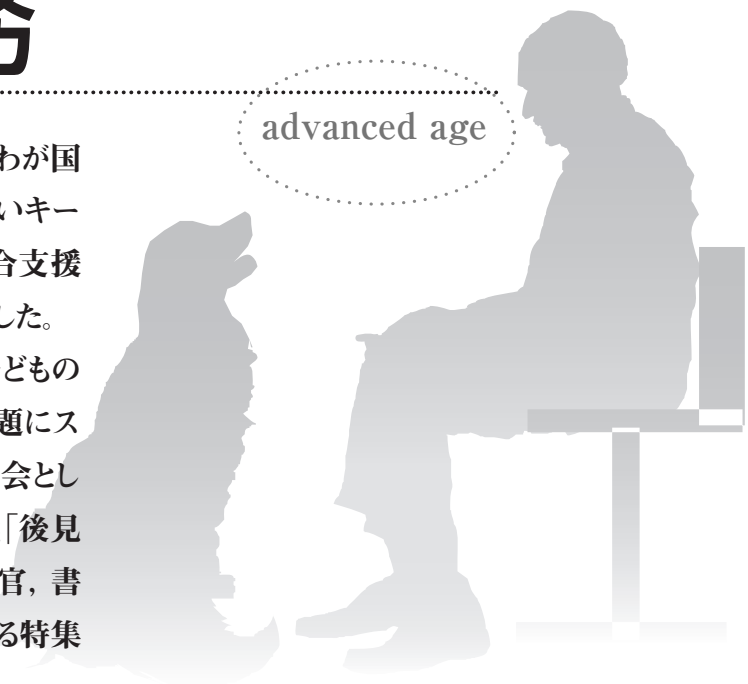

「高齢化」は,「少子化」と並んで，いまやわが国の社会現象を語る上で欠かすことのできないキーワードだ。また，東弁に高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」が設置され，5年が経過した。

そこで，LIBRA編集部では，先月の「子どもの人権」特集に引き続き，今月は，高齢者問題にスポットを当て，高齢者問題の現状や弁護士会としての取り組みを紹介するとともに，東京家裁「後見センター」利用上の留意点を裁判官，調査官，書記官にインタビューするなど，実務に直結する特集を組んだ。

東弁高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」の活動

「オアシス」5年間のあゆみと今後の展望

オアシスの設立

1990年代に入り，高齢者・障害者のノーマライゼイションの理念が浸透しはじめ，また高齢社会から超高齢社会への突入を前にして，判断能力の減退した者のための法的支援，財産管理制度の必要性が高まった。第三者による財産管理においては，委任関係が長期にわたる一方，本人が財産管理人を監督することが困難なため権限濫用の危険性がつきまとう。したがって，財産管理人を公的に監督するシステムが必要となるが，従来，そのための制度としては禁治産・準禁治産制度しかなく，しかもこの制度はきわめて利用しにくいものであった。

このため各地弁護士会で高齢者・障害者を法的に支援する制度の検討が始まり，1997（平成9）年4月，全国に先駆けて第二東京弁護士会に高齢者財産管理センター「ゆとりーな」が設立された。これは高齢者を対象とした財産管理支援機構であったが，翌1998年5月には大阪弁護士会により，障害者をも対象とした総合支援センター「ひまわり」が設立された。

東京弁護士会では，1998（平成10）年1月から検討を開始し，1999年4月1日に高齢者・障害者の権利に関する特別委員会を，同年10月22日，高齢者と障害者を対象とした総合支援センター「オアシス」をスタートさせた。

オアシスの特性

オアシスでは，財産管理・身上監護を受任した弁護士に対するさまざまな監督・助言のしくみを設け，万一の場合に備えて弁護士賠償保険に加入するなど，信頼性の高い制度をつくることに努めた。

また，高齢者・障害者のための法的支援には，一般的な法律知識があるだけでは足りず，高齢者・障害者の特性を理解し，介護保険や福祉に関する知識をも有することが必要である。このためオアシスでは，支援センターに登録する弁護士への研修を強化して専門性を高めている。

オアシスの業務

オアシスの業務は，

①高齢者・障害者のための専門法律相談

②財産管理・身上監護支援

③精神保健福祉法に基づく退院請求のための弁護士紹介

などである。専門法律相談では，週4日の電話相談，週1日の面接相談のほか，出張相談も行なっているが，このように定期的に相談活動を行なっているセンターは全国でも少数であり，高い評価を受けている。ちなみに2000年度の電話相談件数は467件，面接相談件数は59件であったが，2003年度の電話相談は853件，面接相談109件と増加している。

また，新成年後見制度施行後の2000年から，成年後見人等候補者名簿を東京家庭裁判所に提出して，研修を経た登録弁護士を成年後見人等の候補者として推薦しており，現在，毎月数名の登録弁護士が成年後見人等に選任されている。

さらに，東京家裁とは定期的に成年後見制度の運営に関する協議会や懇談会を持ち，成年後見人等に選任された弁護士が直面した実務上の問題点について運用の改善を提言し，家裁もこれを受け止め，現実に改善が図られてきた。

新しい成年後見制度とオアシスの役割

新成年後見制度，特に任意後見制度が施行されたことにより，一時，弁護士会などにおける財産管理支援制度の役割は終わったという意見も聞かれた。任意後見制度が広まるならば，もはや弁護士会等の監督システムは不要だと見られたからである。

しかし，法定後見も任意後見も精神上の障害によって判断能力が減退した者のための制度であり，重度の身体障害により意思疎通が不十分だという者は対象とならない。これらの制度はあくまでも民法上の意思能力の制度として組み立てられているからである。したがって，単に高齢であり身体が思うように動かない，あるいは目や耳が不自由で財産管理が思うようにできないというだけでは利用できない。

また，新しくできた「補助」については，柔軟な運用をすることにより多くの者を対象にすることができると考えられたが，利用はきわめて少数で，そこには利用者が裁判所によって判断能力が減退していると判断されることをいやがり，その利用を避けるという面も見られる。裁判所を利用すること自体に抵抗を示す高齢者も未だに多い。家庭裁判所といえども市民からはまだまだ遠い存在なのであろう。

さらに，将来は任意後見を利用するにしても，任意後見契約の効力が発生するまでの間は任意の財産管理を依頼したいという要求も多くなると推測される。任意後見契約を締結するだけにとどめ，その効力が生ずるまでの間は任意後見を受任した者との間に何らの権利義務関係も定めないということでは，任意後見監督人選任申立ての義務，したがって選任申立ての時期もあいまいとなり，時期を失するなどの事態も生じかねない。任意後見契約発効前にも任意後見受任者と委任者との間に何らかの契約関係をつくっておくことが必要である。

このように，弁護士会が財産管理・身上監護支援を行なう必要性は依然として高く，また，さまざまな面から高齢者や障害者のための支援システムを提供する

ことがその権利擁護のために重要なことである。

2015年には人口の25％が高齢者という超高齢社会となる。介護保険，障害者支援費制度の導入により福祉も契約型に転換され，判断能力の減退した高齢者・障害者は福祉の場においても市場の荒波にもまれることとなった。オアシスの役割と責任は今後いっそう大きくなるであろう。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
赤沼 康弘）

東弁高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」の活動

専門法律相談―最近の傾向と留意点

法律相談の件数

高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」の電話相談は，毎週火曜日は午前10時から午後4時まで，水曜日から金曜日までは午後1時から4時まで行ない，面接相談も火曜日の午前10時から午後4時まで行なっている（ただし12時から午後1時は昼休み）。

オアシス電話相談は1999年10月から始め，年々増加している。

相談件数は**表1**のとおりである。

出張相談は，高齢者や，障害のため，または病院入院のため弁護士会まで面接に来られない相談者の要望に応じられる体制ができたことを意味する。2004年4月から6月までの3か月で8件もあり，今後，出張相談の充実が弁護士会に対する信頼を高めるものと思われる。

表1　法律相談の件数

単位：件

年度	電話相談	面接相談	出張相談	計
1999年度（10月～3月）	145	44	—	189
2000年度	467	59	—	526
2001年度	533	78	18	629
2002年度	744	101	22	867
2003年度	853	109	23	985
2004年度（4月～6月）	223	27	8	258

電話相談の内容

電話相談の種類として，統計的には**表2**のとおり「財産管理」「遺言」「介護福祉」「精神保健」「その他」と分類しているが，「財産管理」が多く全体の37％前後を占めていたが，2003年度からは27％とその比率が低下している。

「遺言」「介護福祉」「精神保健」は年度によって比率が変動するが，いずれも10％前後かそれ以下である。

相談の種類として「その他」の比率が50％前後と高く，相談内容をもっと細分化しないと相談傾向の分析はできないと思われるが，一般民事事件の相談が多いと思われる。2004年度の相談から「その他」の中での一般民事相談を分類したところ，相談全体の約33％を占めていることが判明した。

表2　電話相談 内容別の件数

単位：件（下段カッコ内は%）

年度	財産管理	遺言	介護福祉	精神保健	その他	計
1999年度（10月～3月）	44（30.3%）	30（20.7%）	20（13.8%）	1（0.7%）	50（34.5%）	145
2000年度	179（36.9%）	21（4.3%）	34（7.0%）	15（3.1%）	236（48.7%）	485
2001年度	225（37.0%）	46（7.5%）	52（8.5%）	52（8.5%）	235（38.5%）	610
2002年度	323（36.9%）	90（10.3%）	40（4.6%）	65（7.4%）	357（40.8%）	875
2003年度	234（27.4%）	33（3.9%）	31（3.6%）	50（5.9%）	505（59.2%）	853

※件数重複あり

相談者の種類

相談者を高齢者と障害者に分類すると，2002年度と2003年度は高齢者が約30％，障害者が約41％，その他が約29％であったが，2004年度は高齢者約27％，障害者が約48％と障害者の比率が少し高くなってきている。

障害者の中でも特に精神障害者の相談割合が高く，相談者全体の中では20％前後，障害者の中では55％から60％近い比率を占めている。2004年度は4月から6月までの3か月であるが，精神障害者の相談比率が全体の中で28％，障害者の中で59％と高い比率を占めている。

このことから精神障害者に関する相談比率が高まっていると言える。

この原因としては，精神障害施設や病院にオアシスの相談窓口の存在が知れるようになったことなどから精神障害者が相談しやすくなっている傾向がある。

最近の特徴と相談を受ける際の留意点

① 精神障害者関連相談

相談の中で精神障害者から，または精神障害者に関する相談が増えている。しかし，精神障害者の相談内容といっても，精神保健に関する相談内容は少なく，むしろ財産管理や相続などの一般民事の相談の方が多い。

このようなことからも相談担当者としては，精神障害者に対する相談の対応についての技術を高める必要がある。もちろん精神保健法に関する基礎知識は必要であるが，ややもすると，電話の対応だけで精神障害者関係と思うと相談担当弁護士が相談を避ける傾向が見られる。精神保健に関すること以外の一般民事や財産管理の相談が多いことを考慮して，相談に対応することが重要で，親切な相談が必要である。

② 任意後見や成年後見に関する相談

任意後見に関する相談が電話相談の中で10％前後を占めている。オアシスをはじめとする弁護士会の任意後見に関する宣伝が広まりつつあるのことの成果と思われる。

また，成年後見制度が発足して4年が経過したこともあり，後見人に対する不満や後見人の解任についての相談も増えてきた。

③ 高齢者虐待問題

また，高齢者虐待事例も相談されるようになった。2004年1月から6月までの高齢者虐待に関する相談事例は4件とまだ件数自体は少ないが，今後，高齢者虐待問題に対する社会の認識が広まれば，相談が増えると思われる。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会も高齢者の虐待に関する部会を昨年10月に設置し，高齢者虐待問題に対する研究と対応を検討している。2003年8月に日本高齢者虐待防止学会が設立され，2004年7月3日には日本高齢者虐待防止学会第1回東京大会が開かれた。

このように高齢者虐待問題に対する関心が高まっているので，今後，高齢者虐待問題の相談の増加とその対応が弁護士会にも求められる。相談担当者が高齢者虐待に関する知識を持って相談内容を注意深く見れば，高齢者虐待問題が潜んでいる相談事例がもっとあるはずである。今後，会員に対する高齢者虐待問題に対する関心を高め，相談事例の掘り起しが必要である。

④ 出張相談の充実の必要性

出張相談では財産管理や任意後見などに結びつく事案が多い。財産管理は2001年度は18件中6件，2002年度が22件中10件，2003年度が23件中8件と比率が高い。2004年4月から6月までの8件の出張相談の内，身内（子供など）の財産管理に不信感を持ち弁護士に財産管理や財産の取り戻しを依頼する相談が4件，遺言書作成の相談が2件，精神病院からの退院請求などが2件である。

高齢者・障害者の相談では弁護士会まで来られない人が多く，出張相談が重要である。出張相談が増えると弁護士の関与が必要な事例も増加すると思われるので，出張相談の充実が必要である。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
関島 保雄）